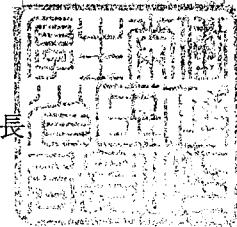


医政発0330第26号
平成24年3月30日

各都道府県知事
各地方厚生(支)局長

} 殿

厚生労働省医政局長



特別医療法人に係る経過措置の終了について

特別医療法人については、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第84号)附則第8条の規定により、平成19年4月1日において特別医療法人であったものについて、引き続き収益業務の実施が可能である等の経過措置が講じられていたところであるが、平成24年3月31日をもって当該措置が終了することから、下記のとおり同日をもって既往通知の改正及び廃止をすることとした。

貴職におかれでは、これらについて御了知の上、貴管内の医療法人等に対する周知方をお願いする。

記

1 既往通知の改正

- 「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」
(昭和61年6月26日健政発第410号) (別添1)
- 「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」
(平成2年3月1日健政発第110号) (別添2)
- 「いわゆる「出資額限度法人」について」
(平成16年8月13日医政発第0813001号) (別添3)
- 「医療法人制度について」
(平成19年3月30日医政発第0330049号) (別添4)
- 「医療法人の基金について」
(平成19年3月30日医政発第0330051号) (別添5)
- 「社会医療法人の認定について」
(平成20年3月31日医政発第0331008号) (別添6)

2 既往通知の廃止

- 「特別医療法人について」
(平成10年7月6日健政発第802号)
- 「特別医療法人に係る定款変更等の申請について」
(平成10年7月6日指第39号)
- 「特定医療法人及び特別医療法人に関する定款等変更の取扱について」
(平成15年5月27日医政指発0527001号)

○「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日健政発第410号) (抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一 医療法人制度に関する事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 医療法人の理事長</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるいづれかに該当する医療法人については、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可が行わるものであること。</p> <p>① 特定医療法人又は社会医療法人</p> <p>② (略)</p> <p>③ 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>6～10 (略)</p>	<p>第一 医療法人制度に関する事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 医療法人の理事長</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるいづれかに該当する医療法人については、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可が行わるものであること。</p> <p>① 特定医療法人又は社会医療法人 (平成24年3月31日まで特別医療法人を含む。)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>6～10 (略)</p>
<p>第二 都道府県医療審議会に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>別添1～4 (略)</p>	<p>第二 都道府県医療審議会に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>別添1～4 (略)</p>

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱について」(平成2年3月1日健政第110号) (抄)

(下線の部分は改正部分)

項目	改 正 後	備 考	項 目	改 正 前	備 考
I 組織運営	運営管理指導要綱		I 組織運営	運営管理指導要綱	
1 (略) (略)	(略)	(略)	1 (略)	(略)	(略)
2 役員 (1)～(3) (略) (4) 代表者 (理事長)	1～3 (略)		2 役員 (1)～(3) (略) (4) 代表者 (理事長)	1～3 (略)	
4 医師又は歯科医師でない理事 のうちから理事長を選出する場 合は都道府県知事又は主たる事 務所の所在地を管轄する地方厚 生局長の認可を得ていること。	4 医療法第46条の3第1項 ・医師、歯科医師でない理事のうち から選任することができる場合は以 下のとおりである。 ① (略) ② 次に掲げるいずれかに該当する 医療法人	4 医師又は歯科医師でない理事 のうちから理事長を選出する場 合は都道府県知事又は主たる事 務所の所在地を管轄する地方厚 生局長の認可を得ていること。	4 医師又は歯科医師でない理事 のうちから理事長を選出する場 合は都道府県知事又は主たる事 務所の所在地を管轄する地方厚 生局長の認可を得ていること。	4 医師又は歯科医師でない理事 のうちから理事長を選出する場 合は都道府県知事又は主たる事 務所の所在地を管轄する地方厚 生局長の認可を得ていること。	4 医師又は歯科医師でない理事 のうちから理事長を選出する場 合は都道府県知事又は主たる事 務所の所在地を管轄する地方厚 生局長の認可を得ていること。
5 (略)	(略)		5 (略)	(略)	(略)
(5)～(6) (略) 3～5 (略) II～IV (略)			(5)～(6) (略) 3～5 (略) II～IV (略)		

	改正後	改正前
	第一～第三 (略)	第一～第三 (略)
第四 「出資額限度法人」への移行に当たっての留意点等 ① (略) ② 社団医療法人で出資持分の定めのないものは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の39に照らし、「出資額限度法人」に移行できないこと。一方で、「出資額限度法人」が社団医療法人で出資持分の定めのあるもの（脱退及び解散時の出資持分の払戻請求権が及ぶ範囲に制限を設けないもの、あるいは従前よりその及ぶ範囲が拡大するものをいう。）へ移行（後戻り）することは、これを直接禁止した医療法その他関係法令上の規定は存在しないものの、社会医療法人又は特定医療法人をはじめとする持分の定めのない法人への移行という非営利性の確保のために期待される方向に照らし、適当でないこと。	第四 「出資額限度法人」への移行に当たっての留意点等 ① (略) ② 社団医療法人で出資持分の定めのないものは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の39に照らし、「出資額限度法人」に移行できないこと。一方で、「出資額限度法人」が社団医療法人で出資持分の定めのあるもの（脱退及び解散時の出資持分の払戻請求権が及ぶ範囲に制限を設けないもの、あるいは従前よりその及ぶ範囲が拡大するものをいう。）へ移行（後戻り）することは、これを直接禁止した医療法その他関係法令上の規定は存在しないものの、社会医療法人又は特定医療法人をはじめとする持分の定めのない法人への移行という非営利性の確保のために期待される方向に照らし、適当でないこと。	第四 「出資額限度法人」への移行に当たっての留意点等 ① (略) ② 社団医療法人で出資持分の定めのないものは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の39に照らし、「出資額限度法人」に移行できないこと。一方で、「出資額限度法人」が社団医療法人で出資持分の定めのあるもの（脱退及び解散時の出資持分の払戻請求権が及ぶ範囲に制限を設けないもの、あるいは従前よりその及ぶ範囲が拡大するものをいう。）へ移行（後戻り）することは、これを直接禁止した医療法その他関係法令上の規定は存在しないものの、社会医療法人又は特定医療法人をはじめとする持分の定めのない法人への移行という非営利性の確保のために期待される方向に照らし、適当でないこと。
第五～第六 (略) 別添1 (略) 別添2	第五～第六 (略) 別添1 (略) 別添2	第五～第六 (略) 別添1 (略) 別添2
出資額限度法人モデル定款 医療法人〇〇会定款 第1章 名称及び事務所 第1条 本社団は、医療法人〇〇会と称する。 (削除)	出資額限度法人モデル定款 医療法人〇〇会定款 第1章 名称及び事務所 第1条 本社団は、医療法人〇〇会と称する。 ・病院又は診療所を1	出資額限度法人モデル定款 医療法人〇〇会定款 第1章 名称及び事務所 第1条 本社団は、医療法人〇〇会と称する。 ・病院又は診療所を1

<p>第2条 (略)</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村） <p>2 本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村） 	<p>つだけ開設する場合 は、医療法人○○病 院、医療法人○○医 院 としても差し支えな い。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村） <p>2 本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）
---	---

<p><u>第 5 条</u> 本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○○看護師養成所の経営</p>	<p>・本条には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」といいう。）第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p>	<p>（略）</p>	<p>第 5 条 本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○○看護師養成所の経営</p>	<p>・本条には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」といいう。）第 42 条第 1 項の規定に基づいて行う業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p>	<p>（略）</p>
<p><u>第 3 章</u> 資産及び会計</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>第 4 章 資産及び会計</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p><u>第 4 条</u> 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p>	<p>（1）・・・ （2）・・・ （3）・・・</p>	<p>2 （略）</p>	<p>第 10 条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>（1）・・・ （2）・・・ （3）・・・</p>	<p>（1）・・・ （2）・・・ （3）・・・</p>	<p>2 （略）</p>
<p><u>第 5 章</u> 役員</p>	<p>第 11 条～第 16 条 （略）</p>	<p>（略）</p>	<p>第 5 章 役員</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p><u>第 17 条</u> 本社団に、次の役員を置く。</p> <p>（1）理事 ○名以上○名以内 うち理事長 1 名 （2）監事 ○名</p>	<p>（1）理事 ○名以上○名以内 うち理事長 1 名 （2）監事 ○名</p>	<p>（1）理事 ○名以上○名以内 うち理事長 1 名 （2）監事 ○名</p>	<p>（1）理事 ○名以上○名以内 うち理事長 1 名 （2）監事 ○名</p>	<p>（1）理事 ○名以上○名以内 うち理事長 1 名 （2）監事 ○名</p>	<p>（1）理事 ○名以上○名以内 うち理事長 1 名 （2）監事 ○名</p>

<p>参照) なお、理事を 1 名又は 2 名置くこととした場合でも、社員は 3 名以上置くことが望ましい。</p> <p>(削除)</p>	<p>照) なお、理事を 1 名又は 2 名置くこととした場合は、社員は 3 名以上置くことが必要である。</p> <p>・常務理事は必ずしも置かなくてもよい。</p>
<p>第 18 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。</p> <p>2 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>3 本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならぬ。</p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所又は介護老人保健施設を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上）の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可（以下、第 31 条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 47 条参照） 	<p>第 18 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。</p> <p>2 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>3 本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならぬ。</p> <p>（法第 47 条参照。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2 以上の都道府県の区域内において病院、診療所又は介護老人保健施設を 2 以上開設する医療法人（以下、第 32 条において同じ。）
<p>第 18 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。</p> <p>2 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>3 本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならぬ。</p>	<p>（法第 47 条参照。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2 以上の都道府県の区域内において病院、診療所又は介護老人保健施設を 2 以上開設する医療法人（以下、第 32 条において同じ。）

	<p>照) <u>・理事の職への再任を妨げるものではない。</u></p> <p>4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>5 (略)</p>
	<p>第19条 理事長のみが本社団を代表する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第19条 理事長のみが本社団を代表する。</p> <p>2 (略)</p>
	<p>3 理事は、本社団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>(削除)</p>	<p>3 理事は、本社団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>(削除)</p>
	<p>4～5 (略)</p> <p>第20条 (略)</p>	<p>4～5 (略)</p> <p>第20条 (略)</p>
	<p>第6章 会議</p> <p>第21条～第22条 (略)</p> <p>第23条 理事長は、必要があると認めるとときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。</p> <p>2 社員総会の議長は、社員総会において選任</p>	<p>第6章 会議</p> <p>第21条～第22条 (略)</p> <p>第23条 理事長は、必要があると認めるとときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。</p> <p>2 社員総会の議長は、社員総会において選任</p>

し、理事会の議長は、理事長をもつてある。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

- 4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもつて理事会の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- 第24条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。
- (1) 定款の変更
 - (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
 - (3) 每事業年度の事業計画の決定及び変更
 - (4) 収支予算及び決算の決定
 - (5) 剰余金又は損失金の処理
 - (6) 借入金額の最高限度の決定
 - (7) 社員の入社及び除名
 - (8) 本社団の解散
 - (9) 他の医療法人との合併契約の締結
 - (10) その他重要な事項

第7章 (略)
第8章 合併及び解散
第32条～第33条 (略)

・総社員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めるこことができる。

し、理事会の議長は、理事長をもつてある。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

- 4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもつて理事会の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- 第24条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。
- (1) 定款の変更
 - (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
 - (3) 每事業年度の事業計画の決定及び変更
 - (4) 収支予算及び決算の決定
 - (5) 剰余金又は損失金の処理
 - (6) 借入金額の最高限度の決定
 - (7) 社員の入社及び除名
 - (8) 本社団の解散
 - (9) 他の医療法人との合併契約の締結
 - (10) その他重要な事項

第7章 (略)
第8章 合併及び解散
第32条～第33条 (略)

し、理事会の議長は、理事長をもつてある。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

- 4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもつて理事会の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- ・第3号及び第6号は必ずしもいれなくてよい。

第34条 本社団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、○○県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2に定める特定医療法人若しくは医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2に定める社会医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。

第35条 (略)

第9章 (略)

附 則
本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	○ ○ ○ ○ ○
常務理事	○ ○ ○ ○ ○
同	○ ○ ○ ○ ○
理 事	○ ○ ○ ○ ○
同	○ ○ ○ ○ ○
監 事	○ ○ ○ ○ ○
同	○ ○ ○ ○ ○

・法第44条第4項参照。

第9章 (略)

附 則
本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	○ ○ ○ ○ ○
常務理事	○ ○ ○ ○ ○
同	○ ○ ○ ○ ○
理 事	○ ○ ○ ○ ○
同	○ ○ ○ ○ ○
監 事	○ ○ ○ ○ ○
同	○ ○ ○ ○ ○

・法第44条第3項参照。

別添3～別添4 (略)

別添3～別添4 (略)

○「医療法人制度について」(平成19年3月30日政登第0330049号) (抄)

(下線の部分は改正部分)

	改正後	改正前
第1 改正の内容	第1 改正の内容	第1 改正の内容
1～3 (略)	1～3 (略)	1～3 (略)
4 医療法人の管理体制の見直しについて (1) (略) (2) 法第51条から第52条までの規定は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び規則第33条に規定する書類（以下「事業報告書等」という。）の作成、都道府県知事（法第68条の2及び規則第43条の3の規定により2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人にあっては地方厚生局長（ただし、改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人については、厚生労働大臣。）以下同じ。）への届出及び閲覧に関する規定を整備することにより、医療法人の透明性の確保を図ること。	4 医療法人の管理体制の見直しについて (1) (略) (2) 法第51条から第52条までの規定は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び規則第33条に規定する書類（以下「事業報告書等」という。）の作成、都道府県知事（法第68条の2及び規則第43条の3の規定により2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人にあっては地方厚生局長（ただし、改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人については、厚生労働大臣。）以下同じ。）への届出及び閲覧に関する規定を整備することにより、医療法人の透明性の確保を図ること。	4 医療法人の管理体制の見直しについて (1) (略) (2) 法第51条から第52条までの規定は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び規則第33条に規定する書類（以下「事業報告書等」という。）の作成、都道府県知事（法第68条の2及び規則第43条の3の規定により2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人にあっては地方厚生局長（ただし、改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人については、厚生労働大臣。）以下同じ。）への届出及び閲覧に関する規定を整備することにより、医療法人の透明性の確保を図ること。
第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について	第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について	第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について
1 (略) ①～② (略) ③～④ (略) ⑤ (削除) ⑥ (削除) ⑦～⑧ (略) 第3～4 (略)	1 (略) ①～② (略) ③～④ (略) ⑤ (削除) ⑥ (削除) ⑦～⑧ (略) 第3～4 (略)	1 (略) ①～② (略) ③～④ (略) ⑤ 特別医療法人の定款例－1及び2 (平成10年健政登第802号) の一部改正 ⑥ 特別医療法人の寄附行為例－1及び2 (平成10年健政登第802号) の一部改正 ⑦～⑧ (略) 第3～4 (略)

一部改正 別添5⑥ 特別医療法人の寄附行為例－1及び2 (平成10年健政登第802号) の一部改正 別添6⑦～⑧ (略)
第3～4 (略)

別添1

社団医療法人の定款例	備考
第1章～第4章 (略)	(略)
第5章 役員	(略)
第17条 (略)	(略)
第18条 (略)	(略)
2 (略)	・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第31条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加える。（法第47条参照）
3 本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第31条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加える。（法第47条参照）
4～5 (略)	4～5 (略)
第19条～第20条 (略)	第19条～第20条 (略)
第6章 会議	第6章 会議

別添1

社団医療法人の定款例	備考
第1章～第4章 (略)	(略)
第5章 役員	(略)
第17条 (略)	(略)
第18条 (略)	(略)
2 (略)	3 本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
3 本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第31条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えなければならない。（法第47条参照）
4～5 (略)	4～5 (略)
第19条～第20条 (略)	第19条～第20条 (略)
第6章 会議	第6章 会議

第21条～第24条 (略)	(略)
第25条 (略)	
2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	
3 (略)	
第26条～第30条 (略)	
第7章～第9章 (略)	

第4章 役員及び評議員	備考
第14条 (略)	(略)
第15条 (略)	
2 (略)	
3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	<p>・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第29条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病</p>

別添2	財団医療法人の寄附行為例	備考
第1章～第3章 (略)		
第4章 役員及び評議員		
第14条 (略)		(略)
第15条 (略)		
2 (略)		
3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	<p>・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地</p> <p>方厚生局長の認可（以下、第29条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管</p>	理者として管理する病院
第7章～第9章 (略)		
第21条～第24条 (略)		(略)
第25条 (略)		
2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。		
3 (略)		
第26条～第30条 (略)		

4～5 (略) 第16条～第18条 (略) 第5章～第8章 (略)	「完等の管理者を除く。」 （法第47条参照） （略）
---	----------------------------------

別添3

定款作成上の注意

この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るために医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。）の定款変更につき医療法第50条第1項の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。

1～3 (略)

別添3

定款作成上の注意

この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るために医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人及び租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。）の定款変更につき医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。

1～3 (略)

4～5 (略)
第16条～第18条 (略)
第5章～第8章 (略)

等の管理者を除く。」
（法第47条参照）
（略）

この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るために医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人及び租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。）の定款変更につき医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。

1～3 (略)

〔改正前〕社団 医療法人モデル 定款 （昭和61年健政第 410号厚生省健 康政策局長通知）	〔改正後〕 社団医療法 人の定款例 〔改正前〕出資額限度法人モデル定款 （平成16年医政第0813001号厚生労働省医政局長 通知）	〔改正前〕出資額限度法人モデル定款 （平成16年医政第0813001号厚生労働省医政局長 通知）	〔改正前〕社団 医療法人モデル 定款 （昭和61年健政 第410号厚生省健 康政策局長通知）
(略) 第1章～第6章 (略)	(略) 第1章～第6章 (略)	医療法人〇〇会定款 （略） 第1章～第6章 (略)	医療法人〇〇会定款 （略） 第1章～第6章 (略)

第7章 定款の変更及び解散
第32条～第33条 (略)
第34条 本社団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控

除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2に定める特定医療法人若しくは医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2に定める社会医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。

第8章 (略)

「さてなお残余があるときは、社員総会の議決により、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2に定める特定医療法人若しくは医療法（昭和23年法律第205号）第42条第2項に定める特別医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。」

第8章 (略)

別添4

寄附行為作成上の注意

この寄附行為例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人及び租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。）の寄附行為変更につき医療法第50条第1項の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。

1～3 (略)

(略)

(削除)

別添4

寄附行為作成上の注意

この寄附行為例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人及び租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。）の寄附行為変更につき医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。

1～3 (略)

別添5

定款作成上の注意

この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人及び租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。）の定款変更につき医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。

1～3 (略)

規定により、施行から 1 年以内に医療法第 50 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。

ただし、第 4 条第 2 項並びに第 13 条第 2 項及び第 6 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

〔改正後〕特別医療法人の定款例－1及び2	〔改正前〕特別医療法人の定款例－1	〔改正前〕特別医療法人の定款例－2
<u>(平成 10 年健政発第 802 号厚生省健康政策局長通知)</u>	<u>(平成 10 年健政発第 802 号厚生省健康政策局長通知)</u>	<u>(平成 10 年健政発第 802 号厚生省健康政策局長通知)</u>
<u>医療法人○○会定款</u>	<u>医療法人○○会定款</u>	<u>医療法人○○会定款</u>
<u>第 2 章 目的及び事業</u>	<u>第 2 章 目的及び事業</u>	<u>第 2 章 目的及び事業</u>
<u>第 4 条 本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</u>	<u>第 4 条 本社団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</u>	<u>第 4 条 本社団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</u>
<u>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</u>	<u>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</u>	<u>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</u>
<u>(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)</u>	<u>(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)</u>	<u>(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)</u>
<u>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</u>	<u>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</u>	<u>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</u>
<u>2 本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受け</u>		

	て管理する病院、診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	
(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)		
(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)		
(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)		
第4章 役員	第4章 役員	第4章 役員
<u>第13条 理事長及び常務理事は、理事の互選によつて定める。</u>	<u>第13条 理事長及び常務理事は、理事の互選によつて定める。</u>	<u>第13条 理事長及び常務理事は、理事の互選によつて定める。</u>
<u>2 本社団の開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</u>	<u>2 本社団の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</u>	<u>2 本社団の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</u>
<u>い。ただし、○○県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合はこの限りでない。</u>	<u>い。ただし、○○県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合はこの限りでない。</u>	<u>い。ただし、○○県知事(厚生労働大臣)の認可を受けた場合はこの限りでない。</u>
<u>の限りでない。</u>	<u>の限りでない。</u>	<u>の限りでない。</u>
<u>3～5(略)</u>	<u>3～5(略)</u>	<u>3～5(略)</u>
<u>6 監事には、この法人の理事(これら親族を</u>	<u>6 監事には、この法人の理事(これら親族を</u>	<u>6 監事には、この法人の理事(これら親族を</u>

<u>の他特殊の關係のある 者を含む。）及び職員 (本社団の開設する病 院、診療所又は介護老 人保健施設（指定管理 者として管理する病院 等を含む。）の管理者 その他の職員を含 む。）が含まれてはな らない。また、各監事 は相互に親族その他特 殊の關係があつてはな らない。</u>	<u>第14条 (略) 2～4 (略) 5 監事は、次の職務を行 う。</u>	<u>第14条 (略) 2～4 (略) 5 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行 う。</u>	<u>の他特殊の關係のある 者を含む。）及び職員 が含まれてはならな い。また、各監事は相 互に親族その他特殊の 關係があつてはならな い。</u>

による監査の結果、 本社团の業務又は財 産に關し不正の行為 又は法令若しくはこ の定款に違反する重 大な事實があること を發見したときは、 これを〇〇県知事 (厚生労働大臣)又 は社員総会に報告す ること。	(5) 第4号の報告をす るために必要がある ときは、社員総会を 招集すること。 (6) 本社团の業務又は 財産の状況につい て、理事に對して意 見を述べること。	第6章 会議
第22条 会議は、理事 長がこれを招集する。	2 理事長は、総社員の 5分の1以上の社員か ら会議に付議すべき事 項を示して臨時総会の 招集を請求された場合 には、その請求があつ た日から20日以内	第22条 会議は、理事 長がこれを招集する。
第6章 会議	第6章 会議	第6章 会議
による監査の結果、 本社团の業務又は財 産に關し不正の行為 又は法令若しくはこ の定款に違反する重 大な事實があること を發見したときは、 これを〇〇県知事 (厚生労働大臣)又 は社員総会に報告す ること。	(5) 第4号の報告をす るために必要がある ときは、社員総会を 招集すること。 (6) 本社团の業務又は 財産の状況につい て、理事に對して意 見を述べること。	第22条 会議は、理事 長がこれを招集する。

に、これを招集しなければならない。	2 その会議を構成する	2 その会議を構成する
3 理事会及び評議員会を構成する理事（現在数）又は評議員（現在数）の3分の1以上から連名をもつて会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、 <u>理事長はその会議を招集しなければならない。</u>	社員若しくは理事又は評議員の3分の1以上から連名をもつて会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、 <u>理事長はその会議を招集しなければならない。</u>	社員現在数若しくは理事現在数又は評議員現在数の3分の1以上から連名をもつて会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、 <u>理事長はその会議を招集しなければならない。</u>
4 社員総会の議長は、 <u>社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもつてあて、評議員会の議長は、評議員の互選による定め。</u>	3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもつてあて、評議員の互選によつて定める。	3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもつてあて、評議員の互選によつて定める。
第7章 資産及び会計	第7章 資産及び会計	第7章 資産及び会計
第38条 本社団の（事業報告及び）決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。	第38条 本社団の決算については、監事の監査を経た上、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。	第38条 本社団の事業報告及び決算については、監事の監査を経た上、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。

<p>2 本社団は、<u>報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を</u> <u>事務所に備えて置き、</u> <u>社員又は責任者から請求</u> <u>があつた場合には、</u> <u>正当な理由がある場合</u> <u>を除いて、これを閲覧</u> <u>に供しなければならな</u> <u>い。</u></p> <p>3 本社団は、毎会計年 <u>度終了後3月以内に、</u> <u>事業報告書等及び監事</u> <u>の監査報告書を○○県</u> <u>知事（厚生労働大臣）</u> <u>に届け出なければなら</u> <u>ない。</u></p>	<p>第9章 雜則</p> <p>第44条 本社団の公告 <u>は、官報（及び○○新聞）</u> <u>によつて行う。</u></p>	<p>第9章 雜則</p> <p>第44条 本社団の公告 <u>は、○○新聞（官報）</u> <u>によつて行う。</u></p>	<p>第9章 雜則</p> <p>第44条 本社団の公告 <u>は、○○新聞（官報）</u> <u>によつて行う。</u></p>	<p>第9章 雜則</p> <p>第44条 本社団の公告 <u>は、○○新聞（官報）</u> <u>によつて行う。</u></p>
<p>2 本社団は、<u>報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を</u> <u>事務所に備えて置き、</u> <u>社員又は責任者から請求</u> <u>があつた場合には、</u> <u>正当な理由がある場合</u> <u>を除いて、これを閲覧</u> <u>に供しなければならな</u> <u>い。</u></p> <p>3 本社団は、毎会計年 <u>度終了後3月以内に、</u> <u>事業報告書等及び監事</u> <u>の監査報告書を○○県</u> <u>知事（厚生労働大臣）</u> <u>に届け出なければなら</u> <u>ない。</u></p>	<p>第9章 雜則</p> <p>第44条 本社団の公告 <u>は、官報（及び○○新聞）</u> <u>によつて行う。</u></p>	<p>第9章 雜則</p> <p>第44条 本社団の公告 <u>は、○○新聞（官報）</u> <u>によつて行う。</u></p>	<p>第9章 雜則</p> <p>第44条 本社団の公告 <u>は、○○新聞（官報）</u> <u>によつて行う。</u></p>	<p>第9章 雜則</p> <p>第44条 本社団の公告 <u>は、○○新聞（官報）</u> <u>によつて行う。</u></p>

同	○○○○	同	○○○○
理 事 ○○○○	理 事 ○○○○	理 事 ○○○○	理 事 ○○○○
同 ○○○○	同 ○○○○	同 ○○○○	同 ○○○○
同 ○○○○	同 ○○○○	同 ○○○○	同 ○○○○
監 事 ○○○○	監 事 ○○○○	監 事 ○○○○	監 事 ○○○○
同 ○○○○	同 ○○○○	同 ○○○○	同 ○○○○
評 議 員 ○○○○			
同 ○○○○	同 ○○○○	同 ○○○○	同 ○○○○
同 ○○○○	同 ○○○○	同 ○○○○	同 ○○○○

別添 6

(削除)

寄附行為上上の注意

この寄附行為は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第 42 条第 2 項に規定する特別医療法人に限る。）の寄附行為変更につき、改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、施行日から 1 年以内に医療法第 50 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。

ただし、第 4 条第 2 項並びに第 13 条第 2 項及び第 8 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

〔改正後〕特別医療法人 の寄附行為－1 （平成 10 年健政発第 802 号厚生省健康政策局長通 知）	〔改正前〕特別医療法人 の寄附行為－1 （平成 10 年健政発第 802 号厚生省健康政策局長通 知）	〔改正前〕特別医療法人 の寄附行為－2 （平成 10 年健政発第 802 号厚生省健康政策局長通 知）
医療法人○○会寄附行為	医療法人○○会寄附行為	医療法人○○会寄附行為

	第2章 目的及び事業	第2章 目的及び事業	第2章 目的及び事業
第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	<p>第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>1 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けた管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けた管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>	<p>第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 ○○県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 ○○県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 ○○県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けた管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 ○○県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 ○○県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 ○○県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p>	<p>第3章 役員</p> <p>第3章 役員</p>

	第9条 理事及び監事は、評議員会において選任する。	第9条 理事及び監事は、評議員会において選任する。
2 本財団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。	2 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。	
3～6 (略)	3～6 (略)	
7 監事は、次の職務を行ふ。	7 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行う。	
(1) 本財団の業務を監査すること。 (2) 本財団の財産の状況を監査すること。 (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。 (4) 第1号又は第2号による監査の結果、	7 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行う。	

	<p><u>本財団の業</u> <u>は財産に關し不正の行為又は法令若しくはこの専門行為に違反する重大な事實があることを發見したときは、これを〇〇県知事(厚生労働大臣)又は評議員会に報告すること。</u></p> <p>(6) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</p> <p>(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</p>	<p>8 監事には、この法人の理事(これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員(本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)が含まれてはならぬい。</p> <p>また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならぬい。</p>
--	--	---

<p>は相互に親族、他特殊の関係があつてはない。</p>	<p>第5章 会議</p>	<p>第5章 会議</p>	<p>第5章 会議</p>	<p>第5章 会議</p>
<p><u>第17条 会議は、理事長がこれを招集する。</u> <u>(本条に、各会議の定員数を定めてもよい。)</u></p>	<p><u>第17条 会議は、理事長がこれを招集する。</u> <u>(本条に、各会議の定員数を定めてもよい。)</u></p>	<p><u>第17条 会議は、理事長がこれを招集する。</u> <u>本条に、各会議の定員数を定めてもよい。</u></p>	<p><u>2 その会議を構成する理事又は評議員の1以上から連名をもつて会議の目的たる事項を示して請求があつときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</u></p>	<p><u>2 その会議を構成する理事又は評議員の3分の1以上から連名をもつて会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</u></p>
<p><u>3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。</u></p>	<p><u>3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。</u></p>	<p><u>3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。</u></p>	<p><u>4 (略)</u></p>	<p><u>3 (略)</u></p>
			<p>第6章 資産及び会計</p>	<p>第6章 資産及び会計</p>

第 32 条 本財団の(事業報告及び)決算について	第 32 条 本財団の決算については、監事の監査を経た上、理事会及び評議員会の承認を受ける。毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。	<p>第 32 条 本財団の事業報告及び決算について は、理事長が作成し、監事の監査を経た上で、第 19 条及び第 22 条の手続きを経て、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事(厚生労働大臣)に届け出なければならない。 2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事(厚生労働大臣)に届け出なければならない。</p>
		<p>第 32 条 本財団の事業報告及び決算について は、理事長が作成し、監事の監査を経た上で、第 19 条及び第 22 条の手続きを経て、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事(厚生労働大臣)に届け出なければならない。</p>

第 38 条 本財団の公告
は、宣報（及び〇〇新聞）によつて行う。

附 則

本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。

第 38 条 本財団の公告
は、〇〇新聞（宣報）によつて行う。

附 則

本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長 ○○○○	理 事 長 ○○○○	理 事 長 ○○○○
常務理事 ○○○○	常務理事 ○○○○	常務理事 ○○○○
同 ○○○○	同 ○○○○	同 ○○○○
理 事 ○○○○	理 事 ○○○○	理 事 ○○○○
同 ○○○○	同 ○○○○	同 ○○○○
同 ○○○○	同 ○○○○	同 ○○○○
監 事 ○○○○	監 事 ○○○○	監 事 ○○○○
同 ○○○○	同 ○○○○	同 ○○○○
評 議 員 ○○○○	評 議 員 ○○○○	評 議 員 ○○○○
同 ○○○○	同 ○○○○	同 ○○○○
同 ○○○○	同 ○○○○	同 ○○○○

別添7～14 (略)

別添7～14 (略)

○「医療法人の基金について」（平成19年3月30日医政発第0330051号）（抄）

（別添5）

（下線の部分は改正部分）

	改正後	改正前
第1 基金制度の趣旨	<p>第1 基金制度の趣旨</p> <p>(1) 「基金」とは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）以下「規則」という。) 第30条の37及び第30条の38の規定により社団である医療法人で持分の定めのないもの（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。) 第42条の2第1項に規定する社会医療法人及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）を除く。第2の2から4まで（3の(1)の①を除く。）及び6の①において社団である医療法人の成立前にあっては設立時社員。以下「社団医療法人」という。）に拠出された金銭その他の財産であって、当該医療法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものであり、剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産の基礎の維持を図るための制度であること。</p>	<p>第1 基金制度の趣旨</p> <p>(1) 「基金」とは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。) 第30条の37及び第30条の38の規定により社団である医療法人で持分の定めのないもの（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。) 第42条の2第1項に規定する社会医療法人及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第8条に規定する日特別医療法人並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）を除く。）を除く。第2の2から4まで（3の(1)の①を除く。）及び6の①において社団である医療法人の成立前にあっては設立時社員。以下「社団医療法人」という。）に拠出された金銭その他の財産であって、当該医療法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものであり、剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産の基礎の維持を図るための制度であること。</p>

(2) (略)

第2～第4 (略)

第2～第4 (略)

別添

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号厚生労働省医政局長通知別添 1））に、次のように「基金」の章を追加すること。

社団医療法人（基金拠出型）の定款例	備考
第 2 章 目的及び事業	

・特定医療法人又は社会医療法人は、基金制度を利用することはできないため、基金拠出型法人から当該医療法人に移行する場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要である。

別添

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号厚生労働省医政局長通知別添 1））に、次のように「基金」の章を追加すること。

社団医療法人（基金拠出型）の定款例	備考
第 2 章 目的及び事業	

第 3 章 基金	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>特定医療法人又は社会医療法人若しくは特別医療法人は、基金制度を利用することができないため、基金拠出型法人から当該医療法人に移行する場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要である。</u>
第 2 章 目的及び事業	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>特定医療法人又は社会医療法人は、基金制度を利用することができないため、基金拠出型法人から当該医療法人に移行する場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要である。</u>

第 4 章 社員	(略)
第 4 章 附 則	(略)

第 3 章 基金	(略)
第 2 章 目的及び事業	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>特定医療法人又は社会医療法人は、基金制度を利用することができないため、基金拠出型法人から当該医療法人に移行する場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要である。</u>

第 4 章 社員	(略)
第 4 章 附 則	(略)

○「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発第0331008号）（抄）

（別添6）

		改正後	改正前
第1	(略)	第1～2 (略)	第1～2 (略)
第2	社会医療法人の認定要件	第2 社会医療法人の認定要件	第2 社会医療法人の認定要件
1～5	(略)	1～5 (略)	1～5 (略)
6	公的な運営に関する要件について（法第42条の2第1項第6号関係）	6 公的な運営に関する要件について（法第42条の2第1項第6号関係）	6 公的な運営に関する要件について（法第42条の2第1項第6号関係）
(1)	(略)	(1) (略)	(1) (略)
(2)	医療法人の事業について（規則第30条の35の2第1項第2号関係）	(2) 医療法人の事業について（規則第30条の35の2第1項第2号関係）	(2) 医療法人の事業について（規則第30条の35の2第1項第2号関係）
	① 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るもの）を除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）の合計額が、全収入金額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。）の100分の80を超えること。	① 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るもの）を除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）の合計額が、全収入金額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。）の100分の80を超えること。	
	なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。	なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。	（下線の部分は改正部分）

イ (略)
ロ 船員保険法（昭和14年法律第73号）第111条第1項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査
ハ～～ (略)
ト 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第11条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

チ～ヌ (略)
②～③ (略)
7～8 (略)

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～5 (略)
6 その他
(1)～(3) (略)
(4) 附帯業務及び収益業務の実施について

定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第42条各号に掲げる業務及び同法第42条の2第1項に規定する収益業務を行うに場合にあっては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遗漏がないよう留意すること。

ただし、収益業務には、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれに附隨して行われるものは含まれないものとし、特段の定款変更等は要しないものとすること。

この場合、附隨して行われる業務とは、次に掲げる業務であること。

① 病院等の施設内で当該病院等に入院若しくは通院する患者及びその家族を対象として行われる業務又は病院等の職員の福利厚生のために行われる業務であって、医療提供又は療養の向上の一環として行われるものであること。

したがって、病院等の建物内で行われる売店、敷地内で行われる駐車場業等は、病院等の業務に附隨して行われるものとされ、敷

イ (略)
ロ 船員保険法（昭和14年法律第73号）第57条の2第1項の規定により政~~府~~が行う健康診査
ハ～～ (略)
ト 学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第4条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

チ～ヌ (略)
②～③ (略)
7～8 (略)

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～5 (略)
6 その他
(1)～(3) (略)
(4) 附帯業務及び収益業務の実施について

定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第42条各号に掲げる業務及び同法第42条の2第1項に規定する収益業務を行うに場合にあっては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遗漏がないよう留意すること。

チ～ヌ (略)
②～③ (略)
7～8 (略)

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～5 (略)
6 その他
(1)～(3) (略)
(4) 附帯業務及び収益業務の実施について

地外に有する法人所有の遊休資産を用いて行われる駐車場業は附隨する業務に含まれるものとして取り扱うものとすること。

② 病院等の施設外で当該病院に通院する患者を対象として行われる業務であって、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるものであること。

したがつて、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者搬送は、病院等の業務に附隨して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者搬送は収益業務とされること。

③ ①及び②において、当該法人が自らの事業として行わず、当該法人以外の者に委託して行う場合にあつては、当該法人以外の者が行う事業内容が、①又は②の前段に該当するものであるときは、当該法人以外の者への委託は附隨する業務とみなし、①又は②の前段に該当しないものであるときは、附隨する業務に含まれないものとして取り扱うものとすること。

(5) ~ (7) (略)

別添1～別添2～2 (略)

添付書類～添付書類6 (略)

添付書類7

1～2 (略)

3 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

健康保険法	円	学校保健安全法	円	健康保険法	円	学校保健法	円
船員保健法	円	母子保健法	円	船員保健法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円	国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円	国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円			地方公務員等共済組合法	円		

(5) ~ (7) (略)	別添1～別添2～2 (略)	添付書類～添付書類6 (略)	添付書類7	1～2 (略)	3 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

私立学校教職員 共済法	円	私立学校教職員 共済法	円
計	円	計	円
健康診査に係る 収入合計	円	健康診査に係る 収入合計	円
(記載上の注意事項)		(記載上の注意事項)	

(記載上の注意事項)
 ③が⑩と一致すること。
 ③が⑩と一致すること。

別添3～別添6 (略)

別添3～別添6 (略)	別添3～別添6 (略)
-------------	-------------